

## 第33回 津市子どもの権利条例づくり推進市民委員会 報告

日 時：平成25年11月19日（火）18：30～

場 所：津市まん中こども館ミーティングルーム

### <参加者>（敬称略）

石山佳秀（NPO 法人フリースクール三重シュール）、堀本浩史（すばる児童館）、小池啓子（三重県ユニセフ協会）、千々岩 研、永合哲也（津市教育委員会事務局）、浅生伸之（津市こども総合支援室）、丹羽敬二（〃）、大野維佐子（〃）、今田浩介（〃）、田部眞樹子（津子ども NPO センター）、竹村 浩（〃）、野口寛子（〃）、市川節子（〃）、杉山静子（〃）、谷口美子（〃）、山口久美子（〃）、川喜田ひろ美（〃）

進行：今田

### ●前回市民委員会の報告（竹村）

- ・各グループ骨子案に対して喜多先生にアドバイスいただいたものを修正検討してきたので、今日はそこを検討する。
- ・公開討論会の話も具体的に提案。

### ●各グループより

前文と骨子について報告。

### ☆参加グループ

- ・前文に「子どもが大人と共に社会を構成するパートナーである」ということを入れた。
- ・参加をすることの前提になることすべてを前文に含めて文章を考えた。
- ・喜多先生からアドバイスいただいたことや各グループから参加に入れた方がいいということを検討して14の項目になった。
- ・支援者の支援について最初は参加にかかる部分だけを考えていたが、全体として考えた方がいいという提案を発達グループよりいただいた。それを入れたが参加にかかる部分を残すのかどうかグループ会で確認することを忘れたので、今日確認したい。
- ・前回より変わっている部分は、子ども委員会 市政に子どもの意見を反映すると言うことを謳っているが、弱かったので(11)子どもの権利委員会を増やしている。
- ・内申書等情報開示の話から(9)子ども本人に関する文書等を増やした。
- ・オンブズパーソン制度の構成員としての子どもの参加を思っていたが、荷が重すぎるのではないかとこのことで運営協議会への子どもの参加に変えた。
- ・子ども権利委員会の中身を増やした。（検証の部分）
- ・子ども委員会からも提言できるということで厚みを持たせた。
- ・安全面で、自分で自己決定していくことが大事なので(14)を入れた。

### <質問・話し合い>

- ・（参加にかかる～）というのは？

整理しきれていない部分で、子ども支援者の支援という項目を立てた方がいいが中身の再構成まではできていない。考え始めたところ。子ども支援者、支援センターというのも曖昧。羅列状態。他市にも例がない。津市として新しく立てていく。意見をいただければありがたい。

- すべての子ども支援者にかかる支援ということをここで考えてもらえるとありがたい。
- 子ども支援者はつまってしまうので、システム上でも支援ができるということと、学ぶということ両方いると思う。どのように分けるか？
- 第3者機関として立てた方がいいと思ったのは、例えば先生方は学校の中で研修がされている。それぞれのところもそれなりにされていると思うが、第3者である必要があるのかなという論議をした。「子ども主体に立った子ども支援者の質をどのように考えるか」なので、第3者性を持っていないとその団体の考え方で支援したり研修する事になってしまう。
- 津市の子ども条例に基づいた支援者の支援をするという団体の設立を考えると言うことでいいのか。
- 条例の中で設立を謳う。
- 前に民間にと言う話があった。
- 条例に則った形の研修のあり方が重要。それでないといけない。
- 完全に民間の第3者機関では学校とかに入れない、影響がなくなるという気がする。
- 構成にどういう人が入るか。
- 下部組織になるとまずい。
- 第3者性を持っていないと意味がない。命令に従わないといけなくなる。いろいろな団体が入ることによって、民主的な運営ができるかなと思うのでそういう構成ができるといいと思う。
- 相談機能で支援者が孤立したり困った時、問題を整理したりするのに、第3者が当自団体と調整しないといけないと思う。
- 相談になるのか訴えになるのか色々あるが、そういうところが支援者にはいると思う。研修と相談ということ。
- 研修は養成とその支援に分類され、一方は状況を訴えるというところ。オンブズパーソンと同じ働きにもなるのか、2本立てでやっていく。どういう組織を作るのか。それが難しい。
- 支援者の相談を担当する人の研修を誰がするのか等の課題がある。
- (6)①のところで・・・
  - ①をやる時に子ども支援者センターだったら市民委員会側の影響力が大きいと思うが、グループの提案のようになって来ると従来の行政のイメージが強い。行政のやっていることを後押しするということにならないかと思うこともある。
- 「学校教育等改革会議」の学校を取ってもらいたい。学校の中には不登校の子どもは、入らない。
- 川崎市ではどうしているのか。必ずしも理想通りではないと思うが。
- 公立と私立というだけでも違いがある。文科省系列であるかないかで大きく違う。子どもの権利からいけば破れるはずだが。
- 言葉としてはこれだけだが、やろうとしていることはとんでもないこと。
- 参加グループからの提案からだけでも子ども支援センターや子ども権利委員会、教育等改革会議などいっぱい提案されている。具体的にはどのように作って、どのように運営されていくのか整理も必要。新しく作る物や学校の中にすでにあるものとの調整をどうするのかも考えていく。
- こうありたいと思うものと、これだけは機能させなければというものの整理は必要になる。これから担当部局と詰めに入った時、妥協しないとけないこともあるが、とにかく出して理想を語りたかった。
- 理想を語る前に妥協すると子どもたちがこうあったらというものなくなる。グループの中でもそれは無理だとかの反対意見も出ているがそれは後でいい。
- とにかく理想の形。津市はここに重きを置くというのを整理して、その上で現実との折り合いをつける。
- 先ほどの学校の部分大事である。
- (10)オンブズパーソン本体のところは扱っていない。保護で出てくる。(3)子ども相談専用窓口の事

も合わせて扱う可能性があるとは思ったが、とにかく置いてある。

- ・(14)への質問 安全の確保、どこに入れるかだが、「安全面について考える際に」と書いてあるわけで、これは主体的に自己決定を行うということだが、実際に災害が起こる前に話し合いの場があって、考えるときに自己決定を行うと言うこと。実際に災害が起こった時にということではない。
- ・そういう論議にもなったが、喜多先生から指摘いただいたのはそういうことではなく、もともとのことではないかということだったので、こういう表現に。
- ・自己決定を行った場合に、実際の場面での行動ではないわけで、自己決定を尊重するとかの表現にしたらいいと思った。それとここでなければどこかいれなければならないと思うが、実際に災害が起こった時に子ども条例守って、命を守ることを最優先に考え、行動し、命を落とす子どもがいなくなるようにしたい。
- ・子どもたちが地域の中で防災等に参画している。日頃からやるのが大切。やらされているというのと、子どもが主体的にやるというのとの違い。地域が子どもにやらせていることが多い。果たしてその時に自己決定ができるかという問題で子どもを主体とした活動をどう作るかということが大きい。地域の中でできればいいと思った。
- ・本体は生存グループ。子どもの主体、自己決定のところをここで扱う。起こってからではなく、その前に話すと言うことが大前提。
- ・防災の事は地域で作られていくと、主体者が生まれる。子どもたちの地域への愛情を感じる。
- ・オンブズパーソンは保護とも合わせて考えていく。
- ・市町で作る、県でも作る。どのように連携していくかの問題も含め、整理していく。
- ・子どもの権利委員会はここで扱う。川崎の子ども権利委員会を習っている状態。津市としてどのようにするかご意見があれば。
- ・検証と提言、その後のことまで考える。公表する。市民に公表することが大事。
- ・マイノリティの問題は、参加とか意見表明のことで考え始めた。メインは保護(6)個別の必要に応じて支援を受ける権利で。
- ・意見表明を保障すると言うことが、具体的にどういう場や支援を想定したらいいのかわからない。
- ・例えば不登校の子どもたちの意見表明は具体的にどういうことを書きこんだらいいと思うか。
- ・不登校の子という括りを付けるのもどうかと思うところはあるが、それをしないと何も無い。例えば不登校の子どもは安心して意見を表現できるとかそれを周囲の大人は保障するとか、具体的に書いてほしい。
- ・外国籍の子どもたち、アイデンティティの確立の問題など難しい。日本の文化で暮らしている。でも自分の国の文化もあり、その中でアイデンティティをどう確立していくか。致し方ない状況が親にはある。子どもたちはたまたま連れてこられている。どういう価値観で何をよりどころに生きるのだろうかと思う。外国籍の子どもの場合そういうことが気になっている。
- ・第1母語が大事で、これがないと日本語も学べない。
- ・言葉は、文化。
- ・通訳とか橋渡し役の支援者のことは入れてある。
- ・本体は保護(6)。個別の必要に応じてというのは川崎の言い方なので、津市としての言い方を考えてもよい。
- ・保護グループではどのような話がされているのか。
- ・そこまで具体的に話していない。障害者、外国籍の子どもなど一括りにして、不利益を受けないようにと言う形にしている。ざっくりと押さえているだけ。
- ・子どもの意見の反映＝特別に聴くというようなところに陥るがそうではなく、すべての子どもが意見表明

できるようにそれぞれに応じてできるような工夫、制度を入れていく。

- 基本はそうで、なおかつ、配慮みたいなものが欲しい。画一的ではなく。

## ☆保護グループ

- 資料の保護2。相談・救済制度を骨子案の枠の中には入れられなかったのを後ろに出した。全体で相談したい事として、相談・救済制度は川西のような狭い意味でのオンブズパーソン制度を考えていたが、子どもたちが相談や助けてと言うところまでに、いろいろなことを聞いてもらったりすることがかなりある。
- 救済につなげる部分は少数。それ以前に話すことで自分なりの解決できることがある。
- 相談・救済制度としては狭い意味でのオンブズパーソン制度以外に子どもたちがアクセスしやすい方法も含めて体系的に考えた。
- 個別問題を聴く→社会の問題として捉え直す→社会へ発信→制度の改革
- 相談制度の具体的なツールとして
  - 電話は、県と重層的にやるということからこどもほっとダイヤルへの参画考えた。
  - 相談メールは、掲示板への投稿を考える。他の子どもの悩みを見る。そこで解決するのではなく入口であり、他につなげていく。
  - 相談窓口は、日常的に子どもとかかわりのあるところ。
  - オンブズパーソン
- それぞれがバラバラにするのではなく、社会へ発信していくことやそこを支える組織が必要。
- オンブズパーソン制度については川西の制度をもとにしたものを付けているだけで中身は検討できていない。
- 今回保護の中で検討したのは相談救済制度の体系化とそれを支える仕組みづくり。ご意見ください。

## <質問・話し合い>

- 説明の中身としては子どもが相談するときの方法論、ツールを多様にするということですね。面談もあるし、電話、メール等など。それとオンブズのこと、川西市でも話を聞いて終り、助言して終りということもある。申し立てとか、調査や調整につなげていくという意味で子ども専用電話を独立させないで、一体的なシステムを作ると言うことでいいのか。
- そのつもりです。
- そうしないと現実には意味がない。
- 県のほっとダイヤルを意識してそこに参画していくというのは？
- 重層的というのはダイヤルが二本あるのが重層的と言うのではない。どういう連携をするか。
- ほっとダイヤルは限界がある。特にいじめ。市町の教育委員会に出すと先生方はいじめの現場を知っている。虐待は児童相談所が知っている場合とそうでない場合があるが、児童相談所に預けて OK である。しかし、学校現場の場合、介入が大人の解決の仕方であって子ども主体ではない。ここがどうしてもオンブズを作りたいと思った理由。
- 子ども主体ではないので、子どもの気持ちの解決がついていない。事態の解決もついていない。表面的におさめているだけ。学校側は教育的指導。
- いじめで言うと大元は文科省。データを集め、基準を設けている。それを県に戻している。県で発表になっているのが中学校でいじめがあった事例をつかんだ場合、95%が加害者の保護者に言う。いじめられた側は言うて欲しくない。もっと深刻になる可能性がある。教育行政に任せては駄目。別で子ども主体で子どもの命を守るということを作っていくないと本当の解決にならない。

- ・入り口の部分と子ども主体の解決の部分をつなげていかないと。今はこどもほっとダイヤルはメッセージしかできない。その向こうにシステムを作る。少なくとも子どもに寄り添ってどうするかということができるとはという思いがどんどん強くなっている。
- ・こどもほっとダイヤルにつなげるのは反対。入り口で仕訳される。子ども自身の名前や住所などが特定された内容のものしかわからない。その背景にあるものは消える。津市には見えてこない。津市のオンブズパーソン制度と一体化させないとほとんどのものが落ちてしまう。
- ・今の子どもたちのツールとして、津市だったらメールとかいろんなことをしながら、津市としての拾いかたをして、オンブズパーソンにつなげる。県は県でやっていかなければならない。
- ・津市として電話というツールはある。県には子ども条例でできたほっとダイヤルがある。それとどう関わるかと言うことまでの議論。
- ・津市として独自のものを考える、県のほっとダイヤルと連携すると言うことの方がいいのかな。
- ・メールもツールとしてできるのなら。メールだけと言うことではなく。具体的なことは後から。
- ・チャンネルを増やすと言うことを考える。
- ・このことをやれば三重県の子どもたちよりさらに津市の子どもたちはよりきめ細かい対応になる。そういうことが保障されていくと言うことになる。
- ・チャイルドラインにかかってくる電話の内、三重県の子どもたちにはほっとダイヤルを紹介できる。そういうような対応がされていくことが大事。
- ・子ども委員会でオンブズパーソン制度の事を話した。できたら反映させてほしい。
  - ①市町村ごとに相談窓口を設置する。
  - ②メール LINE 的なもの。チャンネルを増やすというようなことが出ていた。
  - ③他の人の悩みを見れる、掲示板的なものも有効。
  - ④手紙
- ・こういうものはオンブズパーソンの委員の人が直接受けるのではなく、だれかがまとめて委員に渡すと言うことになるのか
- ・そこまで考えていない。
- ・細かい体制、どういうスタッフがいるのか。相談を受ける人がオンブズパーソンとは限らない。調査する人や事務局のこととか結構な体制がいる。
- ・川西のオンブズパーソンは資格みたいなものは？
- ・弁護士や大学の先生、有識者、専門分野(教育学、発達学)
- ・子どもに関わっている NPO の人はオンブズパーソンというよりは調査員クラスになっている。
- ・喜多先生はオンブズパーソンに NPO の人もなっていくというような考え。
- ・津市はそれを入れた方がいいような気がする。
- ・大学の先生といえどもあてにはならない。
- ・狭い意味でのオンブズパーソンの人選と言うことは別にして、全体的に共有したり、社会に戻したりする運営的に関わる組織にどういう人に入ってもらうかは大事。
- ・バランスもいる。
- ・子ども委員会でも実際に聞いてくれる人がどういう人かは大きな問題。
- ・個別問題だけど、グループで聞いてくれるとか、年が近い人、やさしい人、頼りにできる人、信頼できる人など、当たり前と言えば当たり前のこと。子どもたちが選びたいと言うのもあった。子どもたちの知っている人が少ない。学校にも要望があった。定期的に個人相談ができるようにする。つまり今はなっていないということ。子どもたちはできると思っていない。カウンセラーは予約がいる、相談したことがわかる、秘密が守られないなどいくつかある。学校の中にあるということが子どもたちからすると大きい

のかもしれない。相談室は入りにくい。もちろん外も大事だとは思ふ。というようなことも念頭に置いていただければありがたい。

- ・保護グループに託されている。
- ・参加(12)少数の立場の子どもの意見の反映というところ
- ・意見表明の保障というところで、意見を聴く仕組みを作るということでは、質が違う。
- ・複数の窓口が必要。子どもの意見表明の窓口、相談窓口というように分けた方がいいのか、分けない方がいいのか。
- ・子どもにとっては、窓口は分けない方がよい。
- ・先ほどの子どもの意見、相談窓口みたいなもの。それも扱うというようなこと。
- ・意見表明の窓口と言うのは生活の中であってそこで意見を言えるということを保証するということだと思っていた。
- ・今の子どもたちは相談と書いてあったら相談でなくてはいけないと思う。意見は意見、相談は相談。言葉通り。子どもたちが自分で拵げていけないと言葉で入れる必要があるのかもしれない。そのあたりは考えてもらう。
- ・基幹組織と言うのとオンブズパーソンは一緒のような感じがする。違いは？
- ・相談があったものから救済に入る仕組みを一つにする。電話やメールからの子どもの姿、オンブズパーソンが救済に入った事例から見える子どもの姿など、共有する。個別の問題を社会へ発信していくために組織がいるのでは。現場で終わりではなく、社会へ発信するためにいるのではと考えた。
- ・社会への発信から施策へつなげる。事業ができる。実際に子どもたちの状況が改善されていくというようなところまでしないと問題解決にならない。これが大事。
- ・射水市では子どもの権利支援センターという組織を作って、掲示板であったり、子どもの居場所であったり、いくつかの事業をしている。提言もそこがしていくのだろう。
- ・子どもの権利委員会では荷が重い。
- ・例えば子どもの権利委員会の中でいくつかの部署ができていかないと現実は無理。
- ・今整理する必要はないが、それぞれの組織や動きがバラバラになるのが心配。効率が上がっていかない。コーディネーターが必要。
- ・保護(3)④の意味。傍観者ってあるのか。
- ・今の学校で傍観者であることは許されていない。こどもがそこを選択される権利は保障されないのか。
- ・いじめる側、いじめられる側に線引きできるのか。
- ・いじめは許さないという立場
- ・いじめを許さないのではなくていじめが起きる状況が現実にある、そこに子どもが置かれている。そのことに手を入れないで、いじめを許さないと言うこと自体が間違っていると思う。
- ・いじめることがいけないことなど、子どもが一番よく知っている。
- ・傍観者とは書いていない。いじめる側、いじめられる側のどちらにもならないことが保障されるということ。無責任になることを助長している事ではない。
- ・話し合いの中で出てきたこと。学校の中でいじめがあった時にそこに自分が関わらなくて離れることもあり。それを加害者と同罪やと言われてしまうケースもある。それは子どもにとったら嫌なこと。逃げる権利みたいなところを議論した後に出てきたこと。
- ・傍観者は意味合いが違う。
- ・そのように読み取れる。
- ・今の論議はいじめの問題を子ども同士に押し付けている感じがする。
- ・関わらない子というのは、いるのではないか。

- ・クラスの中でいじめられる子いじめられる子のことを考えていこうとする。
- ・そうしていくのといじめる側いじめられる側に色分けされるのとは別。考えていくのはクラス運営。そのことでどちらかに色分けされることではない。一緒にならない。
- ・どうするかはその子の決めること。決定は本人。これがなければ権利保障はない。思考が変わっていくように何回も話し合っていくのが先生。それを放棄するのはクラス運営を放棄しているようなもの。
- ・今の事をどう表現したらいいか？自己決定という権利の保障なのでそのことが出せたら。
- ・表現の問題なので、グループで考える。

## ☆ 生存

- ・囲み(全体への提案)の部分は、消し忘れ、いらないので削除してください。
- ・前回の骨子「相互尊重が～」のところを参加グループへ。
- ・(1)①「胎児から」という表現。議論したがそのまま骨子案に残す。
- ・(1)②追加した。
- ・(3)安全に生きる権利、千々岩さんのご意見原発の事持ち帰り検討した。結論としては難しいのではということです。特出しで原発の事を言うよりかは災害事故等ということの中に含んでいるということで取り扱う。
- ・「個別の必要に応じて～」は、保護グループで扱う。
- ・子どもオンブズパーソンに関しては保護で扱う。
- ・「市・県子ども支援関係機関同士及び、地域民間団体との包括的な連携強化」生存だけで取り扱う問題ではないので全体でということ提案が生存からされたが、生存で扱うことになった。
- ・全体は誰もいないので取り扱うグループを決めないといけない。

## <質問・話し合い>

- ・(2)②どういう議論で入っているか？
- ・子ども主体。子どもが自発的に生まれるのだが、その際安全な環境があるので、それを保障すること。子育て支援という意味ではない。
- ・あえて「胎児」を権利主体として捉えるということを提案。
- ・ここでは考え方の論議で、じゃあ何か月から人としてとか、医学的に何か月から人になるのかという論議をしたいわけではない。
- ・胎児が命を宿すということ。発想の転換が必要。自分の意思を持って生まれてくる。
- ・そこの議論であるということがおちるのか？
- ・難しい、松本市も川崎市も触れていなかったり、グレーにしている。
- ・ここでは子どもの側から見た時ということで整理がつけられるか。
- ・(2)②だけではわかりにくかった。
- ・ここは子どもが生まれた後の安全安心の保障。
- ・いい妊娠いい出産がいい子育てにつながっている。この条件が保障されなければ必ず虐待につながっていく。
- ・子どもがお腹入った時から、子どものことを考えるということでは「胎児の時から」ということは必要。子どもがいる母の身体。
- ・子どもが生まれた後に安全安心の環境が整うわけではない。妊娠した段階から考えるのが当たり前だが、そういうことが当たり前でない現実がある。
- ・子どもが環境の整わない所で生まれる時に心配なことは感染症。(2)②が保障されるということはまさ

しく子ども自身の命の保障と言うこと。

- ・生存権の問題とつながる。しかし、主語を読み違えると大変なことになる。
- ・妊娠出産ということがお母さん側になるというなら、言葉を変える。
- ・子どもの側からということを読み違えないようにする言葉があれば変えればいい。考える。
- ・原発の事。結論だけを言ってもらったが、文章を作るときに提案いただいて、こういう表現にまとめた。想定してやっていたが、原発のことを特出しせず、含めて考えてこの文章になった。結論は文章を変えなかったが時間をかけて話し合った。
- ・再度、章立てをして、原発だけを取り出すのではなく、他の災害と並べてその中に原発を入れることを提案する。市民の皆さんに見ていただいてご意見をいただきたい。(4)を作り、例えば「各種災害に対する安全安心」ということで①自然災害②原子力施設の・・・③・・・④・・・というように。章立てが難しい理由を教えてほしい。(3)の中だけでは無理があると思う。
- ・グループで話し合ったことですが、想定できないこと例えばミサイルが飛んできたりとかが出たがそれらをすべて包括できる表現として災害事故というのがいいのではという話になった。
- ・それも一つの案としてわかるが、2011年の福島事故を受けて、今何か発信しておかなくてもいいのかということ。子どもたちの権利がないがしろにされている。生存の根幹に関わるものが起きている。
- ・ここで原発のことを取り上げるといろいろな団体が入っているので政治的な問題にもなりうるので・・・。
- ・原発廃止のことを言っているのではない。子どもたちに安全な食事の保障のことなどを言わなくてもいいのかと言っている。
- ・(3)①では弱いと思っている。もう少し具体的にしたい。
- ・災害・事故等の中身は議論する必要があると思う。しかし個別の災害についての具体的対処については書きにくい。
- ・そこまで書き込まなければならないのか。行政も関わっている中、そのことは大事だけど、難しい問題。
- ・それであればすべてにひっかかる。子どもの権利条例ということに。
- ・重要だということと、ここに書き込むことの問題。
- ・この中に、これは突っ込んで具体化しようというものもあれば、考え方としてふれておこうというものもある。ここで書かれていることはバランス的にそんなに悪くないと思うが他の皆さんはどういう考えを持っているのか。
- ・原発という言葉を取上げていれなくてもいいと思う。災害・事故の中に含んでいると捉えることができる。どのように入れたらいいのかもわからない。
- ・災害の部分すべて書き込むこととは違うのではないか。いろいろな災害がある中で原発を特出しするのは不自然と思う。
- ・そこを取上げて書くことが必要と思う。今その時代だから。
- ・今の時代に大事だということはわかるが、たくさん挙げすぎると条例自体がわかりにくいものになる。条例は細かく入れていくものではないというイメージがある。一つ一つに働きかけは必要かもしれないがこの中で触れる必要があるのだろうか？
- ・守るための法律も施策もない状態。
- ・「災害・事故等」という言葉の後の文章は明らかに原発を予想した内容になっていると思う。
- ・個人的にはわかるし、重要と思っているが、政治的な配慮がある。今書き込むことは難しいと思っている。理由は条例を通すことが難しくなるから。書き込むと実際に議会を通していか、市長が提案していく時に引っかかる問題になると思う。まだそういう段階。今、この条例を通したい。そこで妥協できないだろうか。これは、私の考え方。戦争の問題と匹敵するくらいの問題ではあると思っているが政



治的配慮がある。条例を通していくということをしながらか、こういう一文を残してどうするかということや  
やっていけないだろうか。

- ・得策ではないと思うが。
- ・それがギリギリのところということですね。
- ・放射能の問題が津市の子どもたちに全然関係のない事とは思っていない。どこかで押さえていく必要  
はあると思っている。一つの条例ですべてを網羅するのは難しい。根幹となる考え方の条例、部門部  
門の細かい規定をしたり、定義をするものというように体系的に考える。そういうことをするために根幹  
のトーンで置いておく。次の議論につなげていくために。そういうことを検討する必要はある。
- ・今の議論が大事。後であの時に議論したということで話し合いができる。
- ・スルー出来なかった。他の人の意見を聴きたかったので話しあえてよかった。

## ☆発 達

- ・前文をそれぞれが考えた。
- ・「夢パーク」のことを結構話した。津夢パークの実現と夢パーク同士の交流等やっていけないかと話し  
た。
- ・(2)②「オルタナティブな教育」を追加した。
- ・(4)子どもの居場所に関する権利
- ・(1)⑤(2)③は新しく(4)子どもの居場所に関する権利として立てたところに移す。
- ・⑥新たに作った。

## <質問・話し合い>

- ・居場所をまとめたのはわかるが「(1)⑤安心できる～」はありのままの自分である権利ではないとい  
うこ  
とか。
- ・そういう議論はしていない。
- ・狭くとらえるか広くとらえるかと言うことでも違うが。どのように(4)を整理しているか。
- ・ありのままの自分である権利を認めるとこういう居場所が必要だよねという話になった。
- ・(1)と(4)は意味合いが違うのか？(1)が上位にくるのか。(1)ありのままの自分である権利はすべて  
を指すのですね。
- ・すべてにかかる。
- ・(4)②「ありのまま」を付けるのだったか？
- ・グループで整理し直す。

## ※資料についての提案

- ・できれば事前に資料をもらって目を通したいという提案があった。
- ・グループ内の検討をぎりぎりまでしてむつかしいが、グループ会をできるだけ早くもって、議論中  
のものはその旨が分かるようにして出すという話し合いがされた。

## ☆子ども委員会チームより

- ・子どもたちでの話し合いでKJ法を使って話し合いをした。その中で、オンブズパーソンにつながる話  
があった。資料No. 12-1及び2
- ・先生の体罰について、先生達が談合して解決したが、生徒は納得しなかった。そのことを市民委員  
会で話した。子どもの相談窓口や子どもオンブズパーソンについての話ができないかと思って、この前

の子ども委員会で話した。その内容は資料になっている。見てください。

- 今度の合同の会議にも関連すると思う。
- 11月23日の合同委員会は、参加する子どもの人数など考えて、コア会議のメンバーと子ども委員会チーム会議のメンバーで行うことになりました。内容については、各グループへは担当のコアから戻して下さい。
- 進め方は明日チーム会議で話し合う。

☆**広報戦略室より** (No13, 14)

- チラシ案が出来ました。全世帯13万枚に配付予定です。
- 説明会の日程案については、10ヶ所をAブロック～Dブロックの地域分けをした。それぞれのブロックで日程(平日、土日など)が偏らないように考えた。
- 市民委員会のメンバーが、各会場で運営していく。会場押さえはこれからです。
- 全体のバランスを考えて組んでいきたい。津でやるときには委員長に出てほしい。
- チラシ(案)は「市民説明会」とした。市民の皆さんには参加してほしいが、まずチラシを見て動きを知ってもらいたい。11月26日(火)までに意見をください。
- 津市と津市教育委員会の主催共催のことはまだ決まっていません。

■次回市民委員会日程 12月13日(金)18:30～ 津の子ネット事務所